

発 監 第 1 8 号
平成26年2月7日

北 栄 町 長	松 本 昭 夫	様
北 栄 町 議 会 議 長	井 上 信 一 郎	様
北栄町教育委員会委員長	福 光 純 一	様
北栄町農業委員会会長	濱 坂 良 男	様

北栄町代表監査委員 音 田 勝 正

北 栄 町 監 査 委 員 津 川 俊 仁

平成25年度第2回定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

記

- 1 監査期間 平成25年11月26日（火）、27日（水）、28日（木）
- 2 監査対象 全 課
- 3 監査概要
 - （1）平成24年度工事状況について
 - （2）平成24年度委託状況について
各課から、状況調書、開札筆記、契約書などを提出させ、担当課長等から聴取。
 - （3）現地視察 （下水道処理場、給食センター、風力発電所）

4 監査意見

(1) 契約料の支払時期について

年間委託契約に対して、会計年度の初期に年間契約金額を一括払いしているが、定期的な点検実施結果に基づき支出負担行為を行うべきではないか。

(監査結果)

今回、委託契約 50 万円越の 74 件の中で 3 件が年度当初に契約金額の全額が支払われていた。

(担当課の回答)

電気保安業務は委任契約であり、委託契約は事務・業務の委任であることから、前払いが可能であり、また、一般的に委託契約の場合体制の準備が必要なことから、前払いが多い状況となっている。

(所 見)

準備等が必要とあるが、新規の契約でもなく前払いが必要とされる理由に合理性があるとは考えられない。

適正な委任業務の履行の確認に基づき、支出負担行為をすべきと考えている。

(2) 入札業者の資格審査事務について

北栄町財務規則第6章契約 第3節一般競争入札 第124条では、罰則規定がないため、入札停止の措置は取れないとのことではあるが、行政の適正・公正・有効性を考えれば何らかの措置を講ずべきではないか。

【事例1】

(監査結果)

公募型指名競争入札の内容で、入札時に「辞退」し、再公募せず、結果的に1者との随意契約により落札されていた。

(担当課の回答)

入札に参加するものが2者に満たなかったため、北栄町建設工事等公募型指名競争入札実施要項第10条に基づき該当入札は中止した。公募の前提を変えずに再度の公募を行ったとしても、1度目と同じ状況が想定されるため、今回やむを得ず随意契約と同じとしたものである。県においても、今回と同じような場合、「一度の公募の後、公募せずに随意契約に移ることもあり得る」との回答を確認している。

(所見)

辞退した業者からの辞退理由は、設計図書等の閲覧を事前に行っていることから判断すれば、合理的な理由とは考えにくい。

(参考)

北栄町建設工事等公募型指名競争入札実施要項（抜粋）

第5条（入札参加申請書及び参加資格確認資料の提出）

工房型指名競争入札に参加しようとする者は、所定の期日までに公募型指名競争入札参加申請書及び公募型指名競争入札参加資格確認資料を総務課に提出するものとする。

第6条（追加公募）

町長は、入札参加申込書の数が町の基準に満たず、適正な競争性を確保することができないと認められる場合に限り再公告により追加公募することができる。

第7条（指名業者の決定）

第5条の申請があった場合は、委員会により、北栄町建設工事等に係る指名業者の決定及び入札要領に基づき指名業者を決定する。

【事例 2】

(監査結果)

予定価格を事前公表して行った制限付一般競争入札において、予定価格を超える応札を行った業者があった。(指名競争入札件数合計 54 件の内 1 件)

(担当課の回答)

北栄町財務規則第 6 章契約 第 3 節一般競争入札 第 124 条では罰則規定がないため入札停止の措置は執れないし、入札停止とすることは考えていない。

(所 見)

入札参加者等の指名において業者選定委員会等を設置し、適正・公平さを保つ手続きが取られているか疑問である。

あらゆる事態を想定したうえで、入札参加者等の指名を行うべきではなかったのか。

(3) 契約書の印紙貼付

印紙税も国税の財源を確保するための手段であることから、不貼付は許されない。

(監査結果)

収入印紙の添付について、変更契約書に返付漏れが 2 件認められた。

(担当課の回答)

税法上、契約書への印紙の貼付は課税文書の作成者である相手側の責務である。

(所 見)

町も契約者の当事者であることに変わりはなく、協議の結果、印紙を業者負担とした場合であったとしても、課税文書への印紙貼付が税法で定められている以上は、「貼付・消印」を怠ることは許されない。